水道料金・下水道使用料改定について



今ある水道・下水道をこれからも使い続けるために

富良野市建設水道部上下水道課

【これまでの経過・今後のスケジュール】

１．これまでの経過について

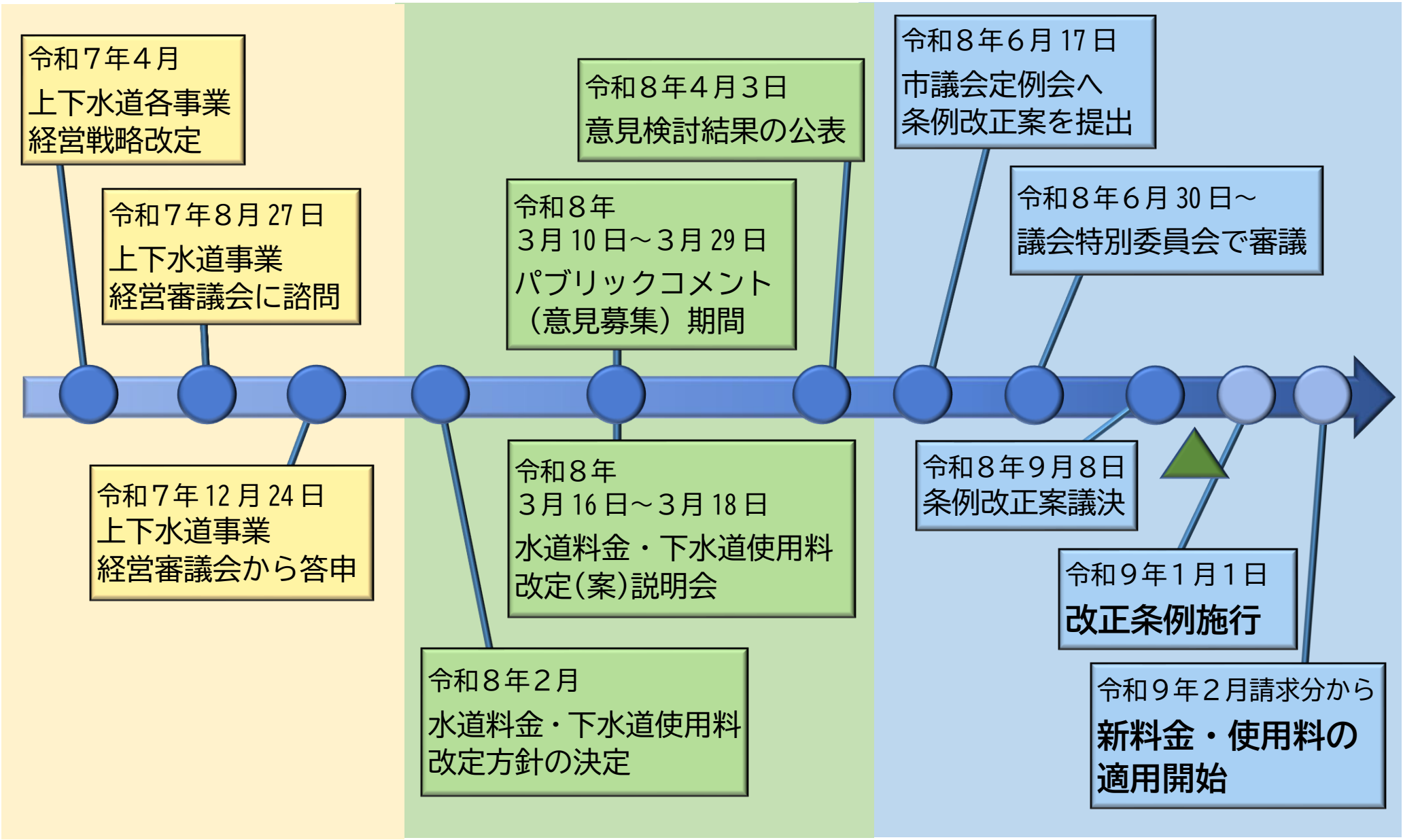
令和７年	４月 21 日	富良野市上下水道事業の経営戦略を改定及び公表（計画期間：R7～R16）
	８月 27 日	令和７年度第１回審議会「適切な水道料金・下水道使用料」について諮問
	10 月３日	第２回審議会
	10 月 22 日	第３回審議会
	11 月 21 日	第４回審議会
	12 月 24 日	審議会から市長へ答申
令和８年	２月３日	答申を受け改定方針を決定
	３月４日	市議会議員協議会で改定（案）説明
	３月 10 日～29 日	パブリックコメント意見募集（意見なし）
	３月 16 日～18 日	水道料金・下水道使用料改定（案）説明会（山部・富良野・東山、参加者０）
	６月 17 日	令和８年第２回市議会定例会へ条例改正案を提出
	６月 30 日～	上下水道条例等審査特別委員会で審議
	７月８日	上記特別委員会で説明
	９月８日	令和８年第３回市議会定例会で議決
	10 月 20 日	令和８年度第１回審議会

２．準備状況について

システム改修	令和９年１月使用分から新料金・使用料の適用について改修。依頼済。
検針票用紙印刷	検針票裏面の説明について新料金・使用料に更新。発注済。２月検針から使用。
改定周知	・地域懇談会（10/1～29）において案内実施中 ・広報ふらの 11 月号に記事掲載予定 ・富良野市ホームページに記事掲載予定 ・検針の際にお知らせを配布予定

３．今後の予定について

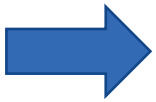
令和８年	11 月２日	広報ふらの 11 月号に記事掲載
	12 月１日～５日	検針の際に「お知らせ」を配布
令和９年	１月１日	改正条例施行
	２月	２月請求分（1 月使用分）から新料金・使用料の適用開始


令和７年４月
上下水道各事業
経営戦略改定
令和７年８月 27 日
上下水道事業
経営審議会に諮問
令和７年 12 月 24 日
上下水道事業
経営審議会から答申
令和８年２月
水道料金・下水道使用料
改定方針の決定
令和８年
３月 16 日～３月 18 日
水道料金・下水道使用料
改定(案)説明会
令和８年
３月 10 日～３月 29 日
パブリックコメント
（意見募集）期間
令和８年４月３日
意見検討結果の公表
令和８年６月 17 日
市議会定例会へ
条例改正案を提出
令和８年６月 30 日～
議会特別委員会で審議
令和８年９月８日
条例改正案議決
令和９年１月１日
改正条例施行
令和９年２月請求分から
新料金・使用料の
適用開始

【参考】改定後水道料金・下水道使用料

【水道料金】【簡易水道料金】　（税込）

用途	基本料金		超過料金
	基本水量	料金	１㎥当たり
一般用	８㎥	1,474	220
営業用	16㎥	3,421	264
団体用	16㎥	3,553	264
浴場用	100㎥	10,626	121
臨時用	１㎥当たり	451	－

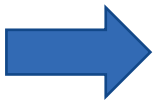


【水道料金】【簡易水道料金】　（税込）

用途	基本料金		超過料金
	基本水量	料金	１㎥当たり
一般用	８㎥	1,771	264
営業用	16㎥	4,114	319
団体用	16㎥	4,268	319
浴場用	100㎥	12,760	154
臨時用	１㎥当たり	550	－

【下水道使用料】　（税込）

排除用途	基本使用料		超過使用料
	基本排除量	使用料	１㎥当たり
家事用、団体用、営業用、その他	８㎥	1,166	198
浴場用	100㎥	3,630	55



【下水道使用料】　（税込）

排除用途	基本使用料		超過使用料
	基本排除量	使用料	１㎥当たり
家事用、団体用、営業用、その他	８㎥	1,408	242
浴場用	100㎥	4,356	66

※基本/超過一律20%改定。
　現行の税抜金額に1.2を乗じ、10円未満を切上げ、消費税及び地方消費税率10%を加算

【経過措置について】～新旧料金・使用料の適用区分～

（例）富良野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

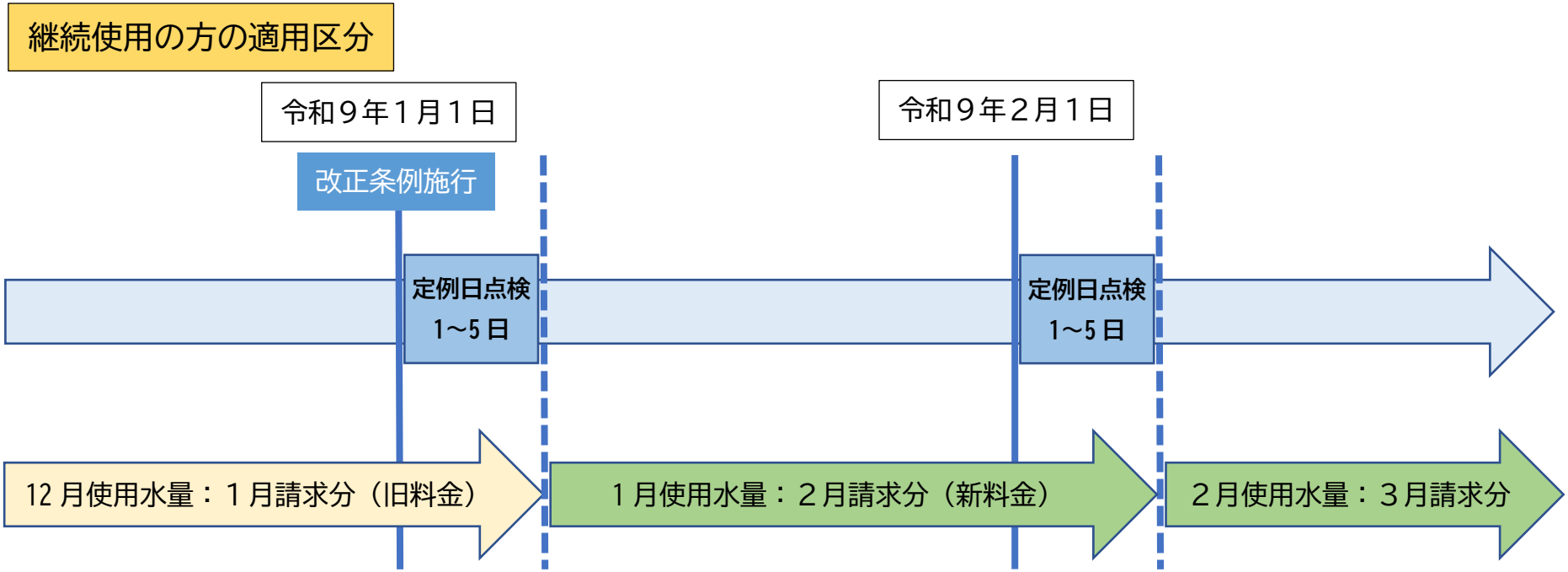
附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の富良野市水道事業給水条例別表第１の規定は、施行日以後の使用水量に係る料金について適用し、施行日前の使用水量に係る料金（施行日前から継続している水道の使用に係る施行日以後最初の定例日に点検した使用水量に係る料金を含む。）については、なお従前の例による。



■施行日前の使用水量には旧料金を適用し、施行日以後の使用水量から新料金を適用するための経過措置です。
継続使用の場合の「定例日の点検」（検針）は施行日後となりますが、点検日までの使用については旧料金となるよう整理するものです。

※簡易水道料金、下水道使用料も同様の取扱となります。

■モデルケース別の月額差額例






一般用①
使用水量:月 20 ㎥

水道
4,114 円 → 4,939 円
下水道
3,542 円 → 4,312 円
合計
7,656 円 → 9,251 円

差額月額:+1,595 円

一般用②
使用水量:月 30 ㎥

水道
6,314 円 → 7,579 円
下水道
5,522 円 → 6,732 円
合計
11,836 円 → 14,311 円

差額月額:+2,475 円

福祉用※
使用水量:月 8 ㎥

水道
810 円 → 973 円
下水道
641 円 → 774 円
合計
1,451 円 → 1,747 円

差額月額:+296 円

営業用
使用水量:月 50 ㎥

水道
12,397 円 → 14,960 円
下水道
9,482 円 → 11,572 円
合計
21,879 円 → 26,532 円

差額月額:+4,653 円

※福祉用：生活保護世帯や非課税世帯の高齢者世帯、母子・父子家庭等について申請行為により減額しています。
基本料金・使用料：45%減額　　超過料金・使用料：20%減額

◆今後の事業運営と検証の方針について

今回の料金・使用料の改定により、令和９年度以降、水道事業・簡易水道事業・下水道事業において、収支の改善が見込まれます。今後はコスト削減や業務の効率化を図りながら、施設・設備・管路等の更新事業を推進します。

一方で、経営戦略（令和７年４月改定）に定めた投資・財政計画を上回る物価の高騰、金利の上昇など、昨今、経営環境が大きく変動しています。このため、毎年度、投資・財政計画と実績の乖離を検証し、その程度や要因を踏まえ、計画に大きな修正が必要な場合は、経営戦略を改定します。あわせて、３～５年ごとに料金・使用料改定の必要性を検証します。